

○竹田市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第38号

(目的)

第1条 この要綱は、修学中に市が指定する奨学金の貸付を受けた若者に対し、市内に就職後、当該奨学金の返還金の一部を補助することにより、市内の就業推進と定住促進を図ることを目的とし、その交付については、竹田市補助金等交付規則(平成17年竹田市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程のほか、市長が認めるものをいう。
- (2) 定住 本市の住民基本台帳に登録されていることをいう。
- (3) 申請年 補助金の交付申請を行う年をいう。
- (4) 事業者 市内に本店又は支店等の事業所を置き、事業を営む法人・団体をいう。
- (5) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に市内事業者と正規雇用の契約を結び、竹田市に住民登録があり、現に居住している者
- (2) 市内に所在する事業所に勤務している者（申請後、転勤となった者で、勤務地が市外に所在する事業所である場合の者も含む。）
- (3) 最初の申請年の1月1日において、年齢が満30歳未満である者
- (4) 高校等に進学し、在学している期間に奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない者
- (5) 申請年の前年に奨学金を返還している者

- (6) 奨学金返還に関する他の補助金の申請又は受給していない者
- (7) 市税等を滞納していない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6項に規定する暴力団員ではない者又は暴力団若しくは暴力団員と
密接な関係を有しない者
- (9) 竹田市の住民として10年以上定住する意思をもって居住する者
（令8告示102・一部改正）
（補助対象となる奨学金等）

第4条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構の行う第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 公益財団法人大分県奨学会が貸与する奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める奨学金等
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、申請年の前年の奨学金の返還金額の3分の2の額（千円未満の端数は切り捨て）とし、限度額を20万円とする。この場合において、申請年に奨学金の繰上げ返還がある場合は、当該返還金額を控除し、補助金の額を算定するものとする。

2 申請年の前年において、竹田市に居住し、かつ、継続的に雇用された期間（以下「対象月数」という。）が1年に満たない場合における申請年の前年の奨学金の返還金額（以下「返還金額」という。）は、当該返還金額を対象月数で按分した金額とする。この場合において、対象月数が1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 前2項の規定による交付の対象となる補助金の額は、当該年内で最終となる返済予定日（以下「最終返済日」という。）まで、次年度以降については、前年の最終返済日の次の日から当該年内の最終返済日までの間に奨学金等を支払った額とする。

4 補助金の各年の額の累計額は、1人当たり200万円を超えないものとする。
（補助金の支援期間）

第6条 補助金の交付対象者は、第7条に規定する申請を最初に行ってから10年間、毎年度補助金の交付を申請することができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹田市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 竹田市若者定住促進奨学金返還支援報告書（様式第2号）
 - （2） 就労証明書（様式第3号）
 - （3） 誓約書兼同意書（様式第4号）
 - （4） 奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与額及び返還額等を証する書類（初回の申請に限る。）
 - （5） 奨学金返還に係る振替案内の写し
 - （6） 奨学金の返還金額がわかる通帳の写し
 - （7） その他市長が必要と認める書類
- （令8告示102・一部改正）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、予算の範囲内において補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは、速やかに、その内容を竹田市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 交付決定者は、竹田市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第6号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- （2） その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、竹田市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第7号）を当該交付決定者

に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(見直し)

2 この要綱の施行の日から3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則 (令和8年告示第102号)

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年度予算に係る事業から適用する。